

1 か月児健康診査事業の実施について

1 事業概要

乳児の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育者への育児に関する助言等を行い、乳児の健康の保持増進を図ることを目的に医療機関で受診する1か月児健康診査の費用を助成する。

2 対象児

出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

3 助成額

1回 4,000円/人

4 助成方法

- ①妊娠届出時に、「1か月児健康診査受診票（以下、受診票）」を交付
- ②1か月児健康診査時に、対象児の保護者が受診医療機関に受診票を提出
- ③受診医療機関から市への受診結果の報告を受け、市は、受診医療機関に健診費用を支払う

5 対象予定数

430人

6 開始時期

令和6年4月（予定）

※現在、北海道が代表し協定締結している「医療機関等に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査」への事業追加に向け、北海道医師会や医療機関と協議しているところであり、北海道の協定締結後の開始となる。